



労働・保険ニュース [No.234]

追加



- 平成31年3月分（4月納付分）から給与より差引く健康保険料が変わります。

全国健康保険協会の保険料額表をご覧ください。

- 退職後の任意継続被保険者について
標準報酬月額の上限が300,000円になります。

※ご不明な点はご一報下さい



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net